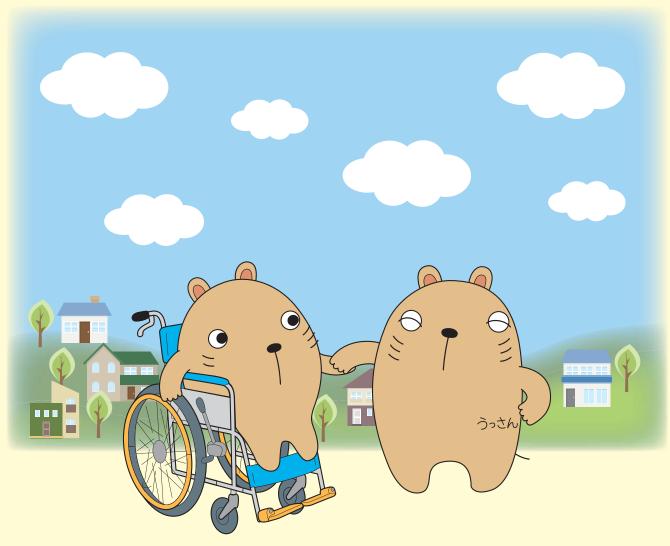
「障害者差別解消法」を知っていますか?

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある
ひと 人もない人も共に生きる社会をつくることを自ざしています。

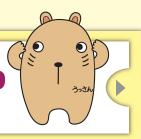


ほっ かい どう **北 海 道**





こんなことありませんか?





障がいがあることを りゅう みせ りょう 理由にお店を利用 できなかった。

ふとう きべつてきとりあつか 「不当な差別的取扱い」

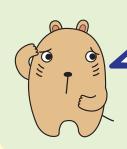
であると考えられます。
には、 は まうほう は あい は かい 場合などは、 ま とう ま さ べってきとりあっか いってきとりあっか 「不当な差別的取扱い」

にならないこともあります。

くち うご ことば りかい 口の動きで言葉を理解しているのに、

マスクを外してほしいとお願いしたが、

マスクを外してもらえなかった。



でうり てきはいりょ 『「**合理的配慮**」をしないこと』 かもしれません。



サントラードは、専用の 取り装置をあてると音声で読 み上げることにより、視覚障がいの方でも内容がわかる ようにするためのものです。



かいぎしえん 会議に支援してくれる人を い入れてもらえなかった。 『「合理的配慮」をしないこと』 は、差別にあたります。

へいせい ねん がつ しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう 平成28年4月から、障害者差別解消法がはじまります。

不当な差別的取扱いは



やくしま

も 会社

お店

ŧ

してはいけません。

ただし、他に方法がない場合などは、「<mark>不当な差別的扱い</mark>」にならないこともあります。

さりてきばいりな 合理的配慮 は



やくしょ

しなければなりません。

かいしゃ会社

お店

交 努めなければ なりません。

たとえば、会議を開催する前に、主催者がどのような支援が必要かを確認するなどの「合理

Tetaluba ひつよう れい ちてきしょう ひと し えんしゃ どうせき ちょうかくしょう ひと い配慮」が必要です。(例:知的障がいの人であれば、支援者の同席。聴覚障がいの人であれば、

Lip ねつうやくしゃ どうせき こうりてきはいりょ きべつ

手話通訳者の同席など)「合理的配慮」をしないことは、差別にあたります。

「合理的配慮」のために、他のやり方はないかなど、お互いに話し合いながら、 ひつよう く ふう かた かんが 必要な工夫や、やり方を考えましょう。



障がいのことで、いやなことや困ったことが起こったときは、ちぃき いいんかい そうだん **地域づくり委員会に相談してください**。

北海道では、「北海道障がい者条例」に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」(「地域づくり委員会」)を設置して、日常生活での暮らしづらさに関する相談にある。

く地域 (各担 (各担	づくり委員会の窓口》 んこうきょくしゃかいふくし か 辰興局社会福祉課)	でんわ	ファックス
空空	知(そらち)	0126-20-0111	0126-25-6759
● 石	狩(いしかり)	011-204-5861	011-232-1090
● 後	志 (しりべし)	0136-23-1938	0136-22-5846
●胆	振 (いぶり)	0143-24-0782	0143-22-5285
●日	高 (ひだか)	0146-22-9478	0146-22-7712
● 渡	島(おしま)	0138-47-9537	0138-47-9225
檜	山(ひやま)	0139-52-6651	0139-52-3010
●上	川(かみかわ)	0166-46-5982	0166-46-5203
● 留	萌 (るもい)	0164-42-8317	0164-42-4715
- 宗	谷 (そうや)	0162-33-2573	0162-33-2628
● オホーツク		0152-41-0691	0152-45-0494
+	勝(とかち)	0155-26-9251	0155-27-2188
● 釧	路(くしろ)	0154-43-9255	0154-41-2235
● 根	室 (ねむろ)	0153-24-5459	0153-23-6176

ほっかいどう ほ けんふく し ぶ ふく しきょくしょう しゃ ほ けんふく し か 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課



電話:011-204-5899 FAX:011-232-4068

メール: hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp